

(案)

死体処置に関する覚書

千葉市（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）とは、「行旅病人及行旅死亡人取扱法」及び「墓地・埋葬等に関する法律」に定める死体の処置（以下「死体処置業務」という。）について次の条項により覚書を取り交わすものとする。

この覚書を証するため本書2通を作成し、甲乙双方記名押印のうえ各自その1通を保有するものとする。

令和3年 月 日

甲 千葉市中央区千葉港1番1号
千葉市
千葉市長 ○ ○ ○ ○

乙

(総則)

第1条 覚書の相手方(以下「乙」という。)は、死体処置業務についてやむを得ない場合を除き、第2条に定める業務事項を履行するものとする。

(業務事項)

第2条 乙の死体処置業務は甲の指示によるものとし、次のとおりとする。

(1) 千葉市が指定する場所から遺体を納棺し、乙所有の遺体安置所への搬送並びに保管

(2) 遺体の火葬又は解剖による移送が生じた場合の搬送

(3) その他の処置

(費用)

第3条 千葉市(以下「甲」という。)が乙に支払う費用は、死体処置業務1件に対し、「千葉市行旅病人及行旅死亡人取扱法施行細則」別表の種目「6 葬祭料」に定める「生活保護法による葬祭扶助の基準額の範囲内の額」及び種目「8 その他」に定める「特別な需要があるときは、必要最小限度の額」を限度とする。

(覚書の解除)

第4条 甲は、乙が本覚書に定める事項を履行しないときは、本覚書を解除することができるものとする。

(覚書の期間)

第5条 この覚書の期間は、令和3年4月1日から令和4年3月31日までとする。

(疑義の決定)

第6条 この覚書に疑義を生じたとき、又はこの覚書に定めのない事項については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

暴力団等排除に係る契約解除と損害賠償に関する特約

(総則)

第1条 この特約は、この特約が添付される覚書(以下「覚書」という。)と一体をなす。

(表明確約)

第2条 覚書の相手方(以下「乙」という。)は、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

(1) 法人等(個人、法人又は団体をいう。以下同じ。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合はその代表者、非常勤を含む役員、その支店若しくは営業所を代表する者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)である。

(2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者に不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている。

(3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している。

(4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。

(5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき

関係を有している。

2 乙は、前項各号のいずれかに該当する者を下請負人等(下請負人(下請が数次にわたるときは、すべての下請負人を含む。)、受任者(再委任以降のすべての受任者を含む。))及び下請負人若しくは受任者が当該覚書に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。)としないことを確約する。

(暴力団等排除に係る解除)

第3条 千葉市(以下「甲」という。)は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この覚書を解除することができる。

(1) 乙が前条第1項各号に該当するとき。

(2) 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が前条第1項各号のいずれかに該当することを知らず、当該者と契約を締結したと認められるとき。

(3) 乙が、前条第1項各号のいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

2 乙が協同組合及び共同企業体である場合における前項の規定については、その代表者又は構成員が同項各号のいずれかに該当した場合に適用する。

3 乙は、前2項の規定により覚書が解除された場合は、違約金として、執行予定額の10分の1にあたる 円を甲が指定する期限までに支払わなければならない。

4 覚書を解除した場合において、契約保証金が納付されているときは、甲は、当該契約保証金を違約金に充当することができる。

5 甲は、本条第1項及び第2項の規定により覚書を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

(不当介入の排除)

第4条 乙は、覚書の履行に当たり、以下の事項を遵守しなければならない。

(1) 暴力団又は暴力団員から不当又は違法な要求並びに適正な履行を妨げる行為(以下「不当介入」という。)を受けたときは、毅然として拒否し、その旨を速やかに甲に報告するとともに、所轄の警察署に届け出ること。

(2) 乙の下請業者が、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたときは、毅然として拒否し、乙に速やかに報告するよう当該下請業者を指導すること。また、下請業者から報告を受けた際は、速やかに甲に報告するとともに、所轄の警察署に届け出ること。

(不当介入排除の遵守義務違反)

第5条 甲は、乙が前条に違反した場合は、千葉市物品等入札参加資格者指名停止措置要領の定めるところにより、指名停止の措置を行う。乙の下請業者が報告を怠った場合も同様とする。